

○越前町里の体験センター及び越前町体験農業管理施設条例施行規則

平成 1 7 年 2 月 1 日

規則第 7 0 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、越前町里の体験センター及び越前町体験農業管理施設条例（平成 1 7 年越前町条例第 1 1 2 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の遵守事項)

第 2 条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火気の取扱いに注意すること。
- (2) 施設内の秩序・風紀を乱し、他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) 利用時間は厳守すること。
- (4) 営業目的に利用をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示する事項

(利用申込み)

第 3 条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申し込まなければならない。ただし、入館のみの場合は、この限りでない。

2 申込者がその利用を取り消し、又は変更しようとするときは、利用の 3 日前までに、その旨届け出なければならない。

(その他)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 7 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の朝日町里の体験センター及び朝日町体験農業管理施設の設置及び管理に関する規則（平成 8 年朝日町規則第 7 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。